

コラム

2. 決議 23-34 のタイトル

1923 年のセントルイス国際大会で採択された「決議 23-34」のタイトルは、ロータリー関連の書物には「社会奉仕活動に対する方針；社会奉仕に関する 1923 年の声明 (Policy Toward Community Service Activities ; 1923 Statement on Community Service)」と記されています。

先ず留意して欲しいのは、「1923」という年号が重要だということです。その理由は、年号をつけずに表現すると、1992 年に規定審議会が採択した「社会奉仕に関する声明 (Statement on Community Service)」を指してしまうからです。これら二つの声明は、2013 年版の手続要覧 (第 7 章「奉仕部門」) にも並んで掲載されていますので、ご確認ください。

さて、私はロータリアンになって初めて決議 23-34 を読んだ時、「なんでこれが、社会奉仕の声明なのだろう」と疑問に思いました。なぜなら、確かに『序文』は社会奉仕について記されているのですが、それ以降は必ずしも社会奉仕とは関係ない内容が多く書かれているからです。この素朴な疑問が解決したのは、恥ずかしいことに、ロータリー歴 20 年を過ぎてからでした。実際、それまで誰もその疑問に対する回答を教えてくれませんでしたし、目にしてきたロータリーの書物にもその回答らしきものは書かれていませんでした。実は、その回答の鍵は「決議 23-34」のタイトルそのものにあつたのです。

要するに、「決議 23-34」のタイトルは、1923 年の採択当初は全く別の表現だったということです。実際には、以下のようなタイトルでした。

決議 23-34 (1923 年に採択された当初のタイトル)

本来の諸活動に対するロータリーの方針を再確認し、国際ロータリーとロータリークラブにおける今後の手引きとなる原則を定める件

Resolution No.34, To reaffirm the policy of Rotary toward objective activities and to formulate certain principles for the future guidance of Rotary International and of Rotary Clubs.

上記を読んで分かるように、採択当初のタイトルには、社会奉仕 (Community Service) という言葉など、全く書かれていなかったのです。

決議 23-34 の内容 (= 意義) は、

- 序文 (古典的な広義の) 社会奉仕 (Community Service) の定義を明記
- 第 1 ロータリーの定義 (超我の奉仕という人生哲学) を明記
- 第 2 ロータリークラブの定義と役割を明記 (ロータリアンの責務も明記)
- 第 3 国際ロータリーの役割を明記
- 第 4 ロータリー運動は、理論と実践が伴わなければならないことを明記
- 第 5 クラブの自治権に関する権利と義務を明記
(国際ロータリーは、これに一切干渉できないことを明記)
- 第 6 クラブが団体的な奉仕活動を実践する場合の種々の制限を明記

の 6 つです。

これら6つの内容からすれば、当初のタイトルこそが適切なものであったことは明らかです。なぜなら、当初のタイトル前半「本来の諸活動に対するロータリーの方針の再確認」は、上記の『序文』および『第1』の内容を指しています。そして、当初のタイトル後半「国際ロータリーとロータリークラブにおける今後の手引きとなる原則」は、上記の『第2』から『第6』までの内容を指しているからです。つまり、1923年に決議23-34が採択された時のタイトルは、実際の内容と合致していたということです。

ところが、当初のタイトルは1926年のデンバー国際大会で次のように変更され、現在に至っています。

決議23-34 (1926年に変更されたタイトル)
社会奉仕活動に対する方針
社会奉仕に関する1923年の声明
Policy Toward Community Service Activities
1923 Statement on Community Service

上記のように変更された理由は諸説あって不明なのですが、要するに、決議23-34の『序文』の内容<(古典的な広義の)社会奉仕(Community Service)の定義>が、そのまま新しいタイトルになってしまったのです。以下に、その『序文』の内容を記します。

決議23-34 (序文)
ロータリーにおいて社会奉仕(Community Service)とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。
In Rotary, Community Service is to encourage and foster the application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business, and community life.

『序文』の内容が新しいタイトルに使われたのはよいとしても、そのおかげで、それ以降の『第1』から『第6』までの内容は、「変更後の新しいタイトル」とは必ずしも合致しない(むしろ無関係)という事態が起きてしまいました。つまり、冒頭で述べた私の素朴な疑問は、実は「的を得ていた」ということです。いずれにしても、タイトルが変更された決議23-34は、タイトルと実際の内容とが合っていないチグハグな声明になってしまいました。私は、やはり当初のタイトルこそが適切なものだったと思います。

蛇足ですが、2013年版の手続要覧(第2部の第7章「奉仕部門」)を見ると、1992年に採択された「社会奉仕に関する声明」が先に掲載され、その次に1923年の決議23-34「社会奉仕に関する1923年の声明」が掲載されています。しかも注意書きとして、「理事会は、『社会奉仕に関する1923年の声明』の歴史的価値に鑑み、これを今後発行される手続要覧に掲載するよう、事務総長に要請した」と記されているのです。

これでは、あたかも1992年の「社会奉仕に関する声明」こそが正式なものであり、1923年に採択された決議23-34「社会奉仕に関する1923年の声明」は歴史的に価値があるだけ・・・というような扱いです。実際、決議23-34は、かつて手続要覧から削除された時期(1984年に削除、1986年に復活)もあったのです。

これら二つの声明の大きな違いは、国際ロータリーとロータリークラブとの関係（特に、どちらが優位か）にあるように思います。すなわち、1992年の「社会奉仕に関する声明」では、各クラブに対する国際ロータリーの優位性が読み取れます。一方、決議 23-34「社会奉仕に関する 1923年の声明」では、各クラブの自治権が保証され、国際ロータリーに対する各クラブの優位性が読み取れるのです。

いずれにしても、決議 23-34 を読むにあたっては、元々のタイトルも考慮していただきたく存じます。

（文責：鈴木一作）